

15 審査請求の処理状況

No.	実施機関	請求区分	請求内容	決定内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
1	区長	情報公開	「平成30年2月5日及び同年3月26日付け訴訟委任状の原因となった新宿区と**弁護士との間で交わされた訴訟委任契約書又はそれに類するもの」に関する公文書公開請求	非公開	H30.9.3 H30第1号	R1.12.24 R1第4号	非公開決定は妥当
2	区長	情報公開	「平成30年2月5日及び同年3月26日付け訴訟委任状に公印を使用するための起案書及び承認書」に関する公文書公開請求	非公開	H30.9.3 H30第2号	R1.12.24 R1第5号	非公開決定は妥当
3	区長	情報公開	「新宿区が作成または取得した文書の中で、住宅政策の検討に必要な、使えらるデータ。1新宿区民の所得と人数(直近)」に関する公文書公開請求	非公開	H30.10.26 H30第3号	R2.3.30 R1第8号	非公開決定は妥当
4	区長	情報公開	「①平成30年度中に、**弁護士を指定業者とする業者指定依頼書又はそれに類するもの、②平成30年度中に、**弁護士に支払った報酬等の支出決定兼命令書又はそれに類するもの」に関する公文書公開請求	部分公開	H30.10.26 H30第4号	R1.12.24 R1第6号	部分公開決定に対する審査請求は認められる
5	区長	情報公開	「平成30年度中に、新宿区と**弁護士との間で交わされた委任契約書及びその起案書」に関する公文書公開請求	部分公開	H30.10.26 H30第5号	R1.12.24 R1第7号	部分公開決定に対する審査請求は認められる

No.	実施機関	請求区分	請求内容	決定内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
6	区長	情報公開	「①デモの出発地として使用できる公園の基準見直しについての町会及び商店街の要望書（2018年6月27日）、②上記要望書を受けて「デモの出発地として使用できる公園の基準見直し」を考えた決裁原義」に関する公文書公開請求	部分公開	H30.12.14 H30第6号	R1.7.31 R1第1号	部分公開決定は妥当
7	区長	情報公開	「特殊詐欺根絶対策の実施に関し新宿区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供に関する公文書」に関する公文書公開請求	部分公開	H31.2.6 H30第7号	R1.9.9 R1第2号	部分公開決定は妥当
8	区長	個人情報	「住民基本台帳における支援措置申出書の平成29年10月10日から平成30年10月10までに申請があった場合、申出者が**、加害者が**となっているもの」とする自己情報開示請求	非開示	R1.5.22 R1第1号	R1.11.21 R1第3号	非開示決定は妥当
9	区長	情報公開	「新宿区自転車ネットワーク計画（2019年3月）策定にあたって開催された「新宿区自転車ネットワーク計画検討会」の第1回から第5回検討会の①事務局作成の資料一式、②同検討会設置要綱及び③議事録」に関する公文書公開請求	部分公開・審査請求後の変更部分公開決定	R1.12.20 R1第2号	R2.3.30 R1第9号	部分公開決定に対する審査請求は一部について認められる
10	区長	情報公開	「新宿区で生活保護の住宅扶助を受けている単身者に関するデータ、それが推計可能なデータ（年齢別、家賃・間代別、地域別）に関して新宿区が作成または取得した文書。厚生労働省にアップロードまたはダウンロードしているデータ。新宿区が厚生労働省に提出した被保護者調査年次調査の個別項目についての直近CSVデータ」とする公文書公開請求	部分公開決定に対する取消決定	R1.12.20 R1第3号	審査中	———

No.	実施機関	請求区分	請求内容	決定内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
11	区長	個人情報	<p>① 「保健予防課が H28. 4. 14 に感染症法に基づき発行（勧告）した 19 条 1 項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる塗抹検査陽性（+）の検査（結果）記録記録」に関する自己情報開示請求</p> <p>② 「保健予防課が H28. 4. 14 に感染症法に基づき発行（勧告）した 20 条 1 項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる 19 条勧告の入院期間（72H、H28. 4. 14～17）中の塗抹検査陽性（+）の検査（結果）記録記録」に関する自己情報開示請求</p> <p>③ 保健予防課の H28. 4. 14 に発行された感染症法 18 条 1 項の通知に必要な H28. 4. 14 に医療機関から届出された 12 条 1 項の「結核発生届」に関する自己情報開示請求</p>	非開示	R2. 3. 24 R1 第 4 号	審査中	——

No.	実施機関	請求区分	請求内容	決定内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
12	区長	情報公開	<p>公文書の名称又は公文書を特定するに足る具体的な内容を次のとおりとする公文書公開請求</p> <p>○ 以下の全ての条件をみたす公債権が記載されている、委託保育費を管理する債権管理台帳の頁。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託保育費に関する公債権のうち、収入未済額があり、延滞金が課されていないもの。</li> <li>・ 2018 年末時点で 5 万円以上の収入未済額がある公債権。それが難しければ、2018 年度末時点で 10 万円以上の収入未済額がある公債権。</li> <li>・ 上記を満たす公債権のうち、債権管理台帳で管理されている順番に基づいた最初の 5 件と最後の 5 件。</li> </ul> <p>一 委託保育費と保育所保育料負担金の債権管理台帳が、同一であれば合計 10 件分、異なれば合計 20 分となる。</p> <p>一 債権管理台帳の記載項目のうち、住所、氏名、保育園名は秘匿処理でかまわない。その下で、それ以外の項目（金額や日付等）は秘匿処理が不要と認識している。</p> <p>○ 保育所保育料負担金を管理する債権管理台帳についても同様の頁。</p>	非公開	R2. 3. 23 R1 第 5 号	審査中	—————

No.	実施機関	請求区分	請求内容	決定内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
13 ①	区長	個人情報	<p>① 「平成30年4月に請求人に対して行った、平成30年4月～8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>② 平成30年9月に請求人に対して行った、平成30年9月～平成31年3月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>③ 平成31年4月16日（4/16送付文）に請求人に対して行った、平成31年4月～令和元年8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>④ 平成31年4月18日に請求人に対して行った、平成30年4月～8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>⑤ 平成31年4月18日に請求人に対して行った、平成30年9月～平成31年3月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p>	非開示	R2.3.23 R1第6号	審査中	—

No.	実施 機関		請求内容	決定 内容	諮問日 諮問番号	答申日 答申番号	答申結果
13 ②	区長	個人情報	⑥ 平成31年4月16日 (4/18送付文)に請求 人に対して行った、平 成31年4月～令和元年 8月の保育料決定時に 用いた保育料算定表の 各欄記載の金額の計算 過程および計算根拠が 分かる公文書」とする 自己情報開示請求	非開 示	前頁No.13① と同じ	審査中	—————